

高松市監査委員告示第23号

定期監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年11月18日

高松市監査委員 吉田正己  
同 山下稔  
同 波多等  
同 森谷忠造

定期監査結果に基づく措置通知について

第1 定期監査で指摘した事項に対する措置内容等

対象部課等	健康福祉部長寿福祉課
措置通知日	平成23年8月18日
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
補助金交付に係る事務処理を適正にすべきもの  高松市補助金等交付規則第8条の規定により、補助金交付申請者は、補助事業等が完了したときは、収支決算書（様式第9号）を提出しなければならないとしているが、高松市老人クラブ連合会活動事業補助金の収支決算書は異なる様式のもので用いられており、また、補助金等交付申請書に添付されている収支予算書は、各項目に所要額は計上されているものの、摘要欄には記載がなく、金額の積算根拠が明らかになっていないので、今後は、同規則に基づく適正な収支決算書および各経	高松市老人クラブ連合会活動事業補助金の収支決算書については、補助金交付申請者である高松市老人クラブ連合会会長に対し、平成22年度報告分から、高松市補助金等交付規則第8条の規定により、収支決算書（様式第9号）を提出させるよう改めた。同様に、補助金等交付申請書に添付されている収支予算書についても、平成23年度申請分から、摘要欄に積算内訳を記載したものを提出させるよう指導した。

<p>費の摘要欄に積算内訳を記載した収支予算書を提出するよう補助金交付申請者を指導するとともに、補助金交付に係る審査を適正にされたい。</p>	
---	--

対 象 部 課 等	教育部総合教育センター
措 置 通 知 日	平成23年9月9日
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
<p>発注簿の事務処理を適正にすべきもの</p> <p>物品の購入については、発注簿により課長決裁を受けなければならないが、平成23年2月9日発注のプリンタインクについては、発注簿の見積調書欄の記載と異なる数量を発注しているので、今後、同種の発注を行う場合には、発注簿等財務処理要領により、適正に事務処理されたい。</p>	<p>発注簿の事務処理については、平成23年8月15日付けで、発注簿等財務処理要領に従い、数量の不一致がないよう、見積調書欄の記載と発注数量を常に確認する適正な事務処理を徹底した。</p>

対 象 部 課 等	環境部西部クリーンセンター
措 置 通 知 日	平成23年9月27日
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
<p>一般廃棄物処理業務委託に係る契約書を適正に作成すべきもの</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第8号では、市町村が一般廃棄物の収集、運搬または処分等を市町村以外の者に委託する場合は、委託契約書に、受託者が同条第1号から第3号までの基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項を含むことを規定しているが、西部クリーンセンターの平成22年度廃タイヤ等リサイクル業務の処理に係る契約書</p>	<p>平成23年度の廃タイヤ等リサイクル業務委託契約については、平成23年8月1日付けで契約を締結し、受託者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号」までの基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項を盛り込んだ契約内容に改めた。</p>

には、当該条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正な契約書を作成し、契約を締結されたい。

対 象 部 課 等	消防局総務課
措 置 通 知 日	平成23年10月3日
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
<p>公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの</p> <p>文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、平成18年度有線放送専用回線使用契約に係る伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	<p>平成18年度有線放送専用回線使用契約に係る伺決裁の起案用紙の「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないことについては、平成20年度から、公・非の事前判断結果を記入した。</p>
<p>業務委託契約書を作成すべきもの</p> <p>高松市契約規則第21条第1項第1号の別表第6項に掲げる額をこえる業務委託契約を締結する場合には、同規則第20条第1項の規定に基づき、契約書を作成しなければならないが、牟礼分団第4部屯所用地買収に伴う分筆、境界確定業務委託は、50万円を超える契約であるにもかかわらず、契約書の作成を省略し、請書により契約を締結しているため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同規定に基づき契約書を作成されたい。</p>	<p>牟礼分団第4部屯所用地買収に伴う分筆、境界確定業務委託が、50万円を超える契約にもかかわらず、契約書の作成を省略し、請書により契約を締結したことについては、平成20年度、同種の契約から、契約書を作成した。</p>

契約の履行確認に係る検収を適正にすべきもの

高松市契約規則第30条第2項では、検収員は、物件の買入れその他の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容および数量について検収を行わなければならないと規定されているが、消防用設備等点検保守業務委託契約、消防局・北消防署庁舎空調用自動制御装置保守業務委託契約および東消防署・朝日分署空調設備保守業務委託契約については、その仕様書で、「保守業務完了後、機器の機能低下または故障による運転不能発生時の調整点検については、契約業務の範囲とする。」と規定しているにもかかわらず、契約期間の満了前に検収員が検収を行っていたので、今後は、契約内容を十分に確認し、契約業務の完全な履行後に検収を行うよう、適正に事務処理されたい。

消防用設備等点検保守業務委託契約、消防局・北消防署庁舎空調用自動制御装置保守業務委託契約および東消防署・朝日分署空調設備保守業務委託契約に規定している、契約期間の満了前に検収員が検収を行ったことについては、平成19年度から契約期間満了後に、検収員が検収を行った。

遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの

高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、消防局情報ネットワークシステム保守管理業務委託および高松市消防用無線通信機器等保守業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。

消防局情報ネットワークシステム保守管理業務委託および高松市消防用無線通信機器等保守業務委託の契約書に遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないことについては、平成23年度から、契約書に遅延利息の徴収に関する条項を盛り込んだ。

<p>浄化槽の管理を適正にすべきもの</p> <p>浄化槽の管理については、定期検査として浄化槽法第10条第1項による保守点検および清掃、同法第11条第1項による水質検査が浄化槽管理者に義務付けられているが、西消防署綾川分署の浄化槽については、保守点検および水質検査は行われているものの、清掃が行われていないので、今後は、同法に基づき、適正な浄化槽の管理に努められたい。</p>	<p>西消防署綾川分署の浄化槽において、保守点検および水質検査は行われているものの、清掃が行われていないことについては、平成23年度から浄化槽汚泥抜取清掃作業を委託実施した。</p>
---	---

対象部課等	産業経済部商工労政課
措置通知日	平成23年10月20日
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
<p>基金運用利子の受入れに係る決裁行為を適正にすべきもの</p> <p>平成20年度高松市中小企業勤労者福祉共済基金運用利子の受入れについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1財務会計の表第4項の規定に基づき、部長までの決裁を受けなければならないが、課長決裁により事務処理されているので、今後、同様の決裁を起案する場合は、これらの規定に基づき正当な決裁権者までの決裁を受けられたい。</p>	<p>高松市中小企業勤労者福祉共済基金運用利子の受入れについては、平成22年度起案分から、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1財務会計の表第4項の規定により、正当な決裁権者である部長までの決裁により事務処理を行うよう改めた。</p>

第2 定期監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

対象部課等	健康福祉部長寿福祉課
措置通知日	平成23年8月18日
<b>【意見を付された事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
<p>委託料の支払事務について</p> <p>高松市軽度生活援助事業の委託契約書第4条第2項の条項では、受託者は翌月10日までにサービス提供記録簿および請求書を提出するものとしているが、当該期日を超過し、追加分として受託者から提出されたこれらの文書を受け付け、委託料を支払っているものが見受けられたので、今後は、実情と合致するよう契約書の条項を見直すなど、適切な事務処理を行われたい。</p>	<p>高松市軽度生活援助事業については、業務委託先であるシルバー人材センターとの平成23年度の業務委託契約時に、実情に合わせて委託料の支払ができるよう、契約書の条項を見直した。</p> <p>また、同センターでは、毎月サービスを提供した援助員から提出された就業報告書を取りまとめて請求書等を作成していることから、援助員に対し、遅滞無く就業報告書を提出するよう厳重に注意し、改善に努めるよう指導した。</p>

対象部課等	市民政策部地域政策課
措置通知日	平成23年8月22日
<b>【意見を付された事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
<p>計量検査補助業務委託の履行確認について</p> <p>計量検査補助業務委託の履行確認については、本市計量担当職員が検査日の検査実施の開始から終了まで同行し、業務の従事確認をした上で、日報により検収員に報告しているものの、受託者からは業務を実施した事実が具体的に確認できるものを提出させていないので、今後、同様の業務委託契約を締結する場合には、業務実施報告書を提出するよう受託者を指導するなど、履行確認の透明性・妥当性の確保に努められたい。</p>	<p>計量検査補助業務委託の履行確認については、平成20年度補助業務を委託した香川県計量協会に計量検査補助業務の実施報告書の提出を求めたところ、平成21年3月31日付けで、同協会から計量検査補助業務実施報告書が提出され、履行確認を行った。以降、同協会から毎年度末に計量検査補助業務実施報告書の提出があり、履行確認を行った。</p>

対 象 部 課 等	消防局総務課
措 置 通 知 日	平成23年10月3日
<b>【改善を要する事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
<p>公有財産の適正な管理について</p> <p>消防屯所等における行政財産の目的外使用の状況について、実地監査した結果、敷地内に公有財産台帳に記載のない物置を設置している消防屯所が見受けられたが、その用途は消防の用に供する機械器具を保管するなど、本来の用途に沿って使用されているものの、消防屯所は行政財産であることを踏まえ、今後は、公有財産台帳等と現況が合致するよう、適宜、各施設の状況を確認するとともに、高松市公有財産事務取扱規則等に定める関係諸規定に基づき適正に事務手続を行うなど、公有財産の適正な管理に努められたい。</p>	<p>消防屯所の敷地内に公有財産台帳に記載のない物置を設置していることについて、翌年度に同敷地内の物置に対して、行政財産目的外使用許可申請書を提出させて、適切に管理するよう努めた。</p>
<p>庁舎清掃業務委託に係る契約事務について</p> <p>西消防署綾川分署庁舎清掃業務委託契約については、消防局・各署・分署・出張所および三木消防署庁舎清掃業務委託契約と履行場所が異なるものの、履行（契約）期間、清掃業務の内容が共通性の高いものであることから、今後においては、これらの業務を一本化して契約するなど、より効率的な事務処理に努められたい。</p>	<p>西消防署綾川分署庁舎清掃業務委託契約と、消防局・各署・分署・出張所および三木消防署庁舎清掃業務委託契約は、履行期間、清掃業務の内容が共通性の高いものであるにもかかわらず、別に締結していることについては、平成22年度から、庁舎清掃業務委託契約に西消防署綾川分署庁舎を含む全署所を対象とした契約を締結した。</p>
<p>検収後の経費の支出について</p> <p>東指令車の車両更新時の動態管理装置移設工事については、平成20年10月の車両更新時に当該工事に係る検収を行った後、同年度末に請求書が提出されたことを受け、経費支出に係る事</p>	<p>東指令車の車両更新時の動態管理装置移設工事において、平成20年10月の車両更新時に当該工事に係る検収を行った後、同年度末に請求書が提出されたことを受け、経費支出に</p>

務処理を行っているので、今後、同種の支出事務においては、検収に続いて支払が速やかになされるよう留意されたい。

係る事務処理を行っていることについては、平成22年度から、同種の支出事務においては、検収に続いて速やかに支出に係る事務処理を行っている。